

-事業事前評価表

1. 案件名

国名：ケニア共和国

案件名：ジェンダー視点に立った農業普及推進プロジェクト

Project on Enhancing Gender Responsive Extension Services in Kenya

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国の農業セクターにおけるジェンダーの現状と課題

ケニア共和国（以下「ケニア」）では、農業生産労働のうち女性はその70%を担っている。また、農業・畜産・水産省（以下、MALF）によれば、ケニアの小規模農民の69%が女性であり、その労働力の80%は女性が担っているという報告もみられる。このように、小規模農家において、女性は重要な役割を担っているにもかかわらず、女性農民の生産性は、土地、農業資材、農業技術、マーケット等への限定的なアクセスに起因して、男性農民と比較した場合2～3割程度も低いと見積もられている¹。2010年～2012年に世界銀行によりケニア全国の2,500世帯を対象に実施された調査でも、男性農民に比べて、女性農民の普及サービスへのアクセスは6～7割程度、肥料使用料は5～6割程度、改良種子へのアクセスは8～9割程度であり、また農業収入は低い場合には5割程度に留まるなど、ジェンダー間で格差が存在することが裏付けられている²。

こうした中、ケニアの農業セクター開発戦略（ASDS）では、女性が農業に果たす役割を重視し、農業分野の事業においてジェンダー主流化を通じて男女共同参画を推進していくことを、農業開発に向けた主要な戦略の1つとして掲げ、MALF（当時、農業省）は、2010年に「ジェンダー主流化戦略書」（Gender Mainstreaming Strategy）を策定した。同戦略書において、「農業生産を増大するために、すべての男女に平等な機会を与えること」をビジョンとして掲げ、MALFは「農業の持続的な生産性と生活の改善のために、ジェンダー視点に立った政策、プログラム、プロジェクトの実施を推進することを通じて、ジェンダー平等及び男女共同参画を促進していく」こととしている。

一方、JICAは、技術協力プロジェクト：ケニア国「小規模園芸農民組織強化計画プロジェクト（SHEP）、2006～2009年」において、市場志向型農家経営の推進に取り組み、その際、事業におけるジェンダー主流化を推進してきた。その結果、農家経営における男女共同参画が促進され、農家の所得や生計の向上に寄与したことが同プロジェクトの終了時評価調査時に確認された。

こうした取り組みを評価し、MALFはSHEPにおけるジェンダー主流化の取り組み（男女共同参画型の農家経営を推進するための各種働きかけ）を省内に定着させ、小規模園芸農家のみならず、他の作物生産に携わる小規模農家に対しても同取り組みを普及していくための能力強化を目的とする本案件の実施を日本国政府に要請した。

(2) 当該国におけるジェンダー及び農業セクターの開発政策と本事業の位置づけ

ジェンダー間の平等、女性の社会参加促進は、ケニア政府にとって、取り組むべき最重要課題の一つである事が主たる政策文書において明確に記されている。まず、2010年に公布された憲法では、ジェンダー間の平等を保障している。また、2008年に策定された長期国家開発政策である「ケニア・

¹ World Development Report: Gender Equality and Development, 2011, 世界銀行

² Kenya Gender Policy Note: Tapping the Potential of Farming in Kenya, 2013, 世界銀行

ビジョン (Kenya Vision) 2030」では、ジェンダー間の不平等を国家全体の経済成長に多大なコストをもたらす大きな要因の一つとしての認識を示し、男女の平等な社会参加と共に、ジェンダー課題の克服を優先事項として掲げている。さらに、ケニア・ビジョン 2030 の理念を農業セクターにおいて具体化するために策定された農業セクター開発戦略 (ASDS) は、前述のとおり農業分野の事業におけるジェンダー主流化を、農業開発に向けた主要な戦略の 1 つとして掲げている。本案件は、これらの重点政策と整合した支援である。

(3) 農業セクターにおけるジェンダーに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

2003 年 8 月に閣議決定した新 ODA 大綱の基本方針において、公平性の確保としてジェンダー視点の重要性が打ち出されている他、2005 年に策定した「ジェンダーと開発 (GAD) イニシアティブ」において、日本政府は ODA 事業の全般にわたりジェンダー主流化を図ることが謳われている。JICA 第 3 期中期目標・中期計画 (2012 年 4 月～2017 年 3 月) においても、第 1 期、第 2 期と同様に開発における男女共同参画の視点の重要性が明記され、「機構は事業実施に当たり、女性の開発への積極的参加及び開発からの受益確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む」との方針が打ち出されている。また、第 5 回アフリカ開発会議 (TICADV) の成果文書である「TICAD V 横浜行動計画 2013-2017」では、「小農及び小規模農家は、アフリカ諸国における大半の食料を生産していることから、これらの農民、特に女性に平等なアクセスと機会が確保されるよう特別な留意が必要である。これに関し、女性農民特有のニーズに対する配慮や、女性農民団体の活動拡大のための支援は、農業生産と農村所得の増加のために重要」と明記されている。

また、対ケニア国別援助方針においては、農業開発は 5 重点分野の一つであり、その一環として農業の担い手である小規模農民の収入向上等に対する支援が柱の 1 つとなっている。それら農民の 7 割近くが女性農民とされており、小規模農家支援事業を実施する MALF のジェンダー主流化に向けた能力向上を目的として実施される本案件は当該方針と合致している。

(4) 他の援助機関の対応

世界銀行 (世銀)、国連食糧農業機関 (FAO)、国際農業開発基金 (IFAD)、アフリカ開発銀行、スウェーデン開発庁 (SIDA)、米国国際開発庁 (USAID) 等、ケニアの農業セクターにおける主要援助機関において、農業セクター (特に小規模農家支援事業) におけるジェンダー視点の重要性は認識されており、各機関の農業セクター支援戦略・方針にも反映されている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、小規模農家の生計向上に資する男女共同参画型農家経営推進のための「ジェンダー主流化パッケージ」³を開発し、MALF 及び郡農業事務所職員が、普及活動において同パッケージを適用・実践していけるよう人材育成を行うことにより、MALF 及び郡農業事務所の小規模農家に対するジェンダー視点に立った普及サービス実施能力の向上を図り、もって小規模農家 (男・女) の生計向上に寄与するものである。

³「ジェンダー主流化パッケージ」とは、男女共同参画型の農家経営を推進していくために、小規模農家支援事業において、ジェンダーの視点から実施していくべき一連の活動群、及びそれらの活動の実践にあたって必要な研修モジュール、チェックリスト、マニュアル、ガイドライン等の実践ツールをとりまとめたもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域

本プロジェクトでは、MALF が実施する他の小規模農家支援事業と連携し、5カ所のパイロットサブ・カウンティ⁴において「ジェンダー主流化パッケージ」の開発・検証・実践に向けた支援を行う。具体的なパイロット地域については、より多様な形態の小規模農家に対する裨益を視野に入れ、地域性や栽培作物等を考慮し、MALF を通じた連携事業との協議によりプロジェクト開始後に決定する。

(3) 本事業の裨益者（ターゲットグループ）

MALF 職員（クロスカッティングイシューユニット、ジェンダー主流化委員会等）約20人、郡農業事務所ジェンダー担当官約10人、連携事業スタッフ⁵約50人、パイロット地域（5サブ・カウンティ）農業事務所職員約50人及び農家グループ約500人、「ジェンダー主流化パッケージ」に関する研修・ワークショップを受講した MALF 及び郡農業事務所職員並びにこれら職員が関わる小規模農家支援事業の対象農家グループ

(4) 事業スケジュール（協力期間）

2014年3月～2016年3月を予定（計36ヶ月）

(5) 総事業費：3.3億円

(6) 相手国側実施機関

MALF クロスカッティングイシューユニット、ジェンダー主流化委員会

(7) 投入（インプット）

1) 日本国側

- ・ 専門家派遣：チーフアドバイザー／ジェンダー主流化、農業とジェンダー、業務調整／研修、モニタリング・評価、その他、必要に応じた分野の短期投入を検討（3年間で70M/M程度）
- ・ 本邦及び第三国研修：男女共同参画型農家経営推進に係る各種アプローチに係る研修等
- ・ 機材供与：プロジェクト活動実施に必要な資機材
- ・ プロジェクト活動経費

2) ケニア国側

- ・ C/P 人員配置：MALF 普及・研修局長以下5名程度（プロジェクト専属スタッフ2名を含む）
- ・ プロジェクト拠点事務所スペース及び設備
- ・ プロジェクトを実施するために必要な運営費用

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

①カテゴリー分類：C

⁴「サブ・カウンティ」は、郡(County)の二級下の行政区分。

⁵本案件では、複数の MALF 事業との連携により、多様な作物を対象とする様々な小規模農家支援に適用可能な「ジェンダー主流化パッケージ」を開発する。

②カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

①貧困

一般的に、ケニア国内の小規模農家は、貧困度合いが高い状況では、食用作物（メイズ等）の自給自足が中心であり、貧困度合いが改善されるに伴い、危機分散のため多角化を図り、園芸や畜産などを複合的に営むケースが多い。本プロジェクトでは、畜産や園芸などを複合的に行っている農家/農家グループのみならず、食用作物の自給自足中心である農家を対象とした支援事業においても適用可能なジェンダー主流化パッケージを開発する方針であり、より貧困度合いの高い農家における生計向上にも資することが期待できる。

②ジェンダー

本案件は、農業普及におけるジェンダー主流化を促進し、男女共同参画型農家経営を推進するものであり、目的そのものにジェンダー格差の是正が含まれている。

3) その他

特になし

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

本プロジェクトでは、SHEP における一連の支援アプローチの中から「ジェンダー主流化アプローチ」部分を切り出し、その知見や教訓、研修内容をベースにし、多様な営農形態の小規模農家を対象とした支援事業において適用可能な「ジェンダー主流化パッケージ」を開発する。

現在、SHEP の後継案件である「小規模園芸農民組織強化・振興ユニットプロジェクト（以下、SHEP UP）」が、MALF 園芸作物局を C/P とし、小規模園芸農家を対象とした SHEP アプローチを広く国内に普及していく支援を行っているのに対し、本プロジェクトにおいては、普及・研修局を C/P として、より多様な営農形態の小規模農家を対象とした支援事業に同パッケージを適用していくことで、MALF のジェンダー視点に立った農業普及実践のための能力向上を支援するものである。

2) 他ドナー等の援助活動

本案件では、多様な営農形態の小規模農家を対象とした支援事業に適用可能な「ジェンダー主流化パッケージ」を開発するため、複数の MALF 事業と連携を図る。世銀融資の MALF 直轄プロジェクトである「東アフリカ生産性向上プロジェクト East African Agricultural

Productivity Programme（以下、EAAPP）は、最も可能性の高い連携先である。EAAPP は、適正技術の開発とその普及を通じ小規模農家の生産性向上を支援する目的で、ケニア、エチオピア、タンザニア、ウガンダの4カ国で展開されている広域案件であり、ケニア国内においては、酪農、コメ（陸稲）、小麦、キャッサバを対象作物として、現在 32 サブ・カウンティで支援を展開している。EAAPP との連携により、効率的な「ジェンダー主流化パッケージ」の開発が可能になるのみならず、EAAPP の対象地域である国内他地域、更には EAAPP 対象他 3 ヶ国への効率的な展開が期待できる。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標

小規模農家の生計が男女ともに向上する。

指標：

- ① ジェンダー主流化パッケージを採用した小規模農家支援事業の対象農家グループコミュニティ及びグループメンバーの各世帯において、労働分担、意思決定等に係るジェンダー関係に正の変化が起こる（プロジェクト開始後に実施されるベースライン調査の結果に基づき、項目及び目標値を設定）。
- ② ジェンダー主流化パッケージを採用した小規模農家支援事業の対象農家グループ個々のメンバー（男・女）の生計が向上する（プロジェクト開始後に実施されるベースライン調査の結果に基づき、項目及び目標値を設定）。

2) プロジェクト目標

MALF の小規模農家に対するジェンダー視点に立った普及サービス実施能力が向上する。

指標：

- ① ジェンダー主流化パッケージが、MALF により承認される。
- ② ジェンダーサブユニットおよびジェンダー主流化委員会により、MALF が実施する小規模農家支援事業の少なくとも X 件に、ジェンダー主流化パッケージが導入される。
- ③ 対象農家グループのコミュニティ及びグループメンバーの各世帯において、労働分担、意思決定等に係るジェンダー関係に正の変化が起こる（プロジェクト開始後に実施されるベースライン調査の結果に基づき、項目及び目標値を設定）。
- ④ 対象農家グループの個々のメンバーの生計が男女ともに向上する（プロジェクト開始後に実施されるベースライン調査の結果に基づき、項目及び目標値を設定）。

3) 成果及び活動

（プロジェクト実施準備のための活動）

- 0-1 SHEP ジェンダー主流化アプローチに係る C/P の理解を促進するための勉強会を実施する。
- 0-2 SHEP ジェンダー主流化アプローチに係るジェンダー主流化委員会メンバー及び連携事業スタッフの理解を促進するためのワークショップを開催する。
- 0-3 プロジェクト・メンバーの連携事業に係る理解を促進するための勉強会を開催する。
- 0-4 「ジェンダー主流化パッケージ」開発について、連携事業との間でその手法、実施計画等について合意する。
- 0-5 連携事業と共同で、プロジェクト対象地域となる 2 サブ・カウンティを選定する。

成果 1：小規模農家の生計向上に資する「ジェンダー主流化パッケージ」が開発される。

指標

- 1-1 「ジェンダー主流化パッケージ」のコンテンツ（ジェンダー研修教材とガイドライン等）

が作成される。

1-2 ToT 研修の受講者により、「ジェンダー主流化パッケージ」が実践される。

活動

- 1-1 プロジェクト対象地域の郡農業事務所及びサブ・カウンティ農業事務所に対し、プロジェクト活動について説明する。
- 1-2 プロジェクト対象地域でジェンダー分析調査を実施する。
- 1-3 分析調査(1-2)の結果に基づき、アクション・プランと研修計画を策定する。
- 1-4 分析調査(1-2)の結果に基づき、モニタリング・評価 (M&E) の枠組みを策定する。
- 1-5 ベースライン調査を実施して M&E 用のデータを収集する。
- 1-6 研修計画 (1-3) に基づき、SHEP ジェンダー研修教材を参考に、ジェンダー研修教材を作成する。
- 1-7 プロジェクト対象地域のサブ・カウンティ農業事務所の職員に ToT を実施する。
- 1-8 ToT (1-7) 受講者が農家グループに対して実施する研修をモニターすると共に必要に応じ支援を行う。
- 1-9 アクション・プラン (1-3) で特定された活動 (適正技術の導入等) を、連携事業がサブ・カウンティで実施する際、必要な支援を行う。
- 1-10 プロジェクト対象地域において、実施活動に係る M&E 調査を行う。
- 1-11 M&E 調査(1-10)の結果に基づき、上記 1-1 から 1-10 の活動実施に際して作成された研修教材やガイドラインを含む「ジェンダー主流化パッケージ」を作成する。

成果 2 : MALF 及びパイロット郡農業事務所が、小規模農家支援事業において、「ジェンダー主流化パッケージ」の実践及び運用にかかる適切な助言・指導・研修を実施できるようになる。

指標:

- 2-1 「ジェンダー主流化パッケージ」活用に係る研修プログラムが実施される。
- 2-2 「ジェンダー主流化パッケージ」の研修受講者のうち少なくとも XX%がパッケージの内容について理解し、実践に必要な知識を身に着ける。

活動:

- 2-1 「ジェンダー主流化パッケージ」を実践するに足る能力を身につける事を目的に、MALF や郡農業事務所の関係者向けの研修プログラム及び教材を作成する。
- 2-2 上記研修プログラム(2-1)に基づき、研修を実施する。
- 2-3 成果 1 で開発された「ジェンダー主流化パッケージ」を検証するための対象地域 3 サブ・カウンティを選定する。
- 2-4 郡農業事務所のジェンダー担当官及び連携事業スタッフと共同で、「ジェンダー主流化パッケージ」の一連の活動を実施する。
- 2-5 活動結果等をレビューし、「ジェンダー主流化パッケージ」及びそれに係る研修プログラムの内容を見直す。

成果 3 : 「ジェンダー主流化パッケージ」が、国内の他サブ・カウンティにおける小規模農

家支援事業で活用される。

指標:

- 3-1 「ジェンダー主流化パッケージ」の活用に係るワークショップが少なくとも3郡で実施される。
- 3-2 「ジェンダー主流化パッケージ」がケニア国内の農業研修センター（ATC）の研修カリキュラムや研修プログラムに取り入れられる。
- 3-3 少なくともXXサブ・カウンティにおいて、「ジェンダー主流化パッケージ」の活動が普及活動に取り入れられる。

活動:

- 3-1 プロジェクト対象地域以外の郡やサブ・カウンティで、「ジェンダー主流化パッケージ」導入に係るワークショップを開催する。
- 3-2 「ジェンダー主流化パッケージ」を実践するための研修プログラムをATCで実施する。

4) 実施上の留意点

- ・ ケニア国における地方分権化の動きは、現段階では未確定な部分も多いため、中央と郡政府の関係、特に計画策定や予算決定プロセス、人の配置などの動向を注視し、必要に応じプロジェクト活動計画を修正していく必要がある。
- ・ 連携事業の選定にあたっては、本プロジェクトが多様な営農形態の小規模農家に対する裨益を目指していることを踏まえた当該事業ターゲットグループの考慮に加え、スムーズな案件実施のため実施体制上のフィージビリティ（特に意思決定プロセスや事業実施サイクルの整合性）を確認の上、MALFとの協議の下プロジェクト開始後に速やかに決定する。
- ・ パイロット地域の選定については、より多様な形態の小規模農家に対する裨益を目指していることを踏まえ、地域性や栽培作物等を考慮し、MALFを通じた連携事業との協議により、プロジェクト開始後に速やかに決定する。
- ・ 上位目標及びプロジェクト目標の指標の、ジェンダー関係の変化及び生計向上に関する具体的な指標に関しては、プロジェクト開始後に実施されるベースライン調査の結果に基づき、項目及び目標値を設定する。

(2) その他インパクト

- ・ 本案件は、MALF他事業との連携を通じて実施されることから、MALFを対象に各種支援を実施する他の開発パートナーにも「ジェンダー主流化パッケージ」の内容、成果等が広く認知される事が予想され、将来的に当該パッケージが開発パートナーによる支援事業にも波及していく事が期待される。

5. 前提条件・外部条件（リスク・コントロール）

(1) 事業実施のための前提

- ・ 適切な能力と経験を有するC/Pが適正な人数配置される。
- ・ 適切な他小規模農家支援事業が連携事業として選定され、連携体制が維持される。

(2) 成果達成のための外部条件

- ・ 郡制の移行に伴う政府組織の改編（郡及びサブカウンティレベル）がプロジェクト活動に深刻な影響を及ぼさない。
- ・ プロジェクト対象地域において深刻な社会不安が発生しない。

(3) プロジェクト目標達成のための外部条件

- ・ 郡制の移行に伴う政府組織の改編（中央省庁－郡政府間の連携体制）がプロジェクト活動に深刻な影響を及ぼさない。

(4) 上位目標達成のための外部条件

- ・ ジェンダー主流化に関するケニア政府の政策が大幅に変更されない。

6. 評価結果

本事業は、ケニアの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

ケニアにおいて2006年から2009年にかけて実施されたSHEPでは、「ジェンダー主流化アプローチ」が取り入れられ、それにより農家経営における男女共同参画が促進されたことが、農家の所得や生計の向上に寄与したことが同プロジェクトの終了時評価調査時に確認された。

本プロジェクトでは、SHEPの「ジェンダー主流化アプローチ」を参考とし、その知見や教訓、研修内容をベースにし、園芸以外の多様な営農形態の小規模農家を対象とした支援事業において適用可能な「ジェンダー主流化パッケージ」を開発する。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始6ヶ月以内	ベースライン調査
事業終了6ヶ月前	終了時評価
事業終了3年後	事後評価